

許可が必要となる盛土等の規模

「宅地造成等工事規制区域」

1. 盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの
2. 切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの
3. 盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの（1， 2を除く）
4. 盛土で高さが2 m超となるもの（1， 3を除く）
5. 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（1～4を除く）
6. 最大時に堆積する高さが2 m超かつ面積が300㎡超となるもの
7. 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの

※5について、次の2点のいずれにも該当する場合に許可が必要

- ① 高さ15 cm以上の切盛を行う面積が500㎡超
- ② 切盛の高さの最大値が30 cm超

「特定盛土等規制区域」

1. 盛土で高さが2 m超の崖を生ずるもの
2. 切土で高さが5 m超の崖を生ずるもの
3. 盛土と切土を同時に行い、高さが5 m超の崖を生ずるもの（1， 2を除く）
4. 盛土で高さが5 m超となるもの（1， 3を除く）
5. 盛土又は切土をする土地の面積が3000㎡超となるもの（1～4を除く）
6. 最大時に堆積する高さが5 m超かつ面積が1500㎡超となるもの
7. 最大時に堆積する面積が3000㎡超となるもの

※5について、次の2点のいずれにも該当する場合に許可が必要

- ① 高さ15 cm以上の切盛を行う面積が3000㎡超
- ② 切盛の高さの最大値が30 cm超